

平成23年5月13日14時00分現在

平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第67報）

厚生労働省
※下線部が前回からの変更点

<水道関係抜粋>

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（5）水道の被害状況（5月13日11時00分現在）

→復旧状況の経過等は別紙3「水道の被害状況」参照

①被害状況

3県で少なくとも6.9万戸で断水被害が生じている状況（5月11日11時00分時点では7.0万戸断水）^{※1}。これまでに復旧した総数^{※2}は222万戸（前回では、222万戸）

※1 4月8日以降は、3月11日の本震等によるものに、4月7日、4月11日及び4月12日の余震によるものを加えた

※2 復旧戸数については、3月11日の本震等で断水しその後復旧したものが、4月7日、4月11日及び4月12日の余震で再び断水し復旧した場合、重複して計上している場合がある

②応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応等）

- ・日本水道協会及び各都市の技術職員を派遣し、被災市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動を実施（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置

【構成団体・機関】

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

[3月20日第1回会合] 特別本部設置を決定し、被災地の応急給水、水道の復旧について情報交換

[3月26日第2回会合] 応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方を検討

[4月5日第3回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換

[4月22日第4回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、津波による被災地域の復興方策及び水道水における放射性物質対策について意見交換

- ・被災地の水道施設の被災状況や復旧状況を把握し、今後の復旧・復興計画や施策に反映するため、学識経験者、日水協、水団連、主要都市の水道事業者、厚生労働省等で構成する調査団を岩手県、宮城県及び福島県に派遣（5月8日～11日）

(9) 原発事故関係

→これまでの経過等は別紙6「原発事故関係」参照

① 原発事故の対応

② 水道の対応

- 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ① 指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ② 生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③ 代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- 水道水中の放射性物質に関する指標等について、① 当分の間、現行の指標等を維持すること、② 水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③ 検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）
- 水道水の放射性物質の調査結果を公表（直近発表過去3回分）
 - [5月10日] 福島県内 83 データ
 - [5月11日] 福島県内 102 データ
 - [5月12日] 福島県内 87 データ
- 【直近調査結果状況】 5月10日から5月12日に入手した272データのうち指標等超過0件

○調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村）	3/21	5/10	3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業（伊達市）	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業（川俣町）	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業（郡山市）	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業（南相馬市）	3/22	3/30		
	田村市水道事業（田村市）	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業（いわき市）	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業（東海村）	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市）	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業（北茨城市）	3/24	3/27		
	日立市水道事業（日立市）	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業（笠間市）	3/24	3/27		
	古河市水道事業（古河市）	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業（取手市）	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業（宇都宮市）	3/25	3/25		
	野木町水道事業（野木町）	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場）	3/23	3/25		
	（柏井浄水場（東側施設））	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業（23区5市）	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

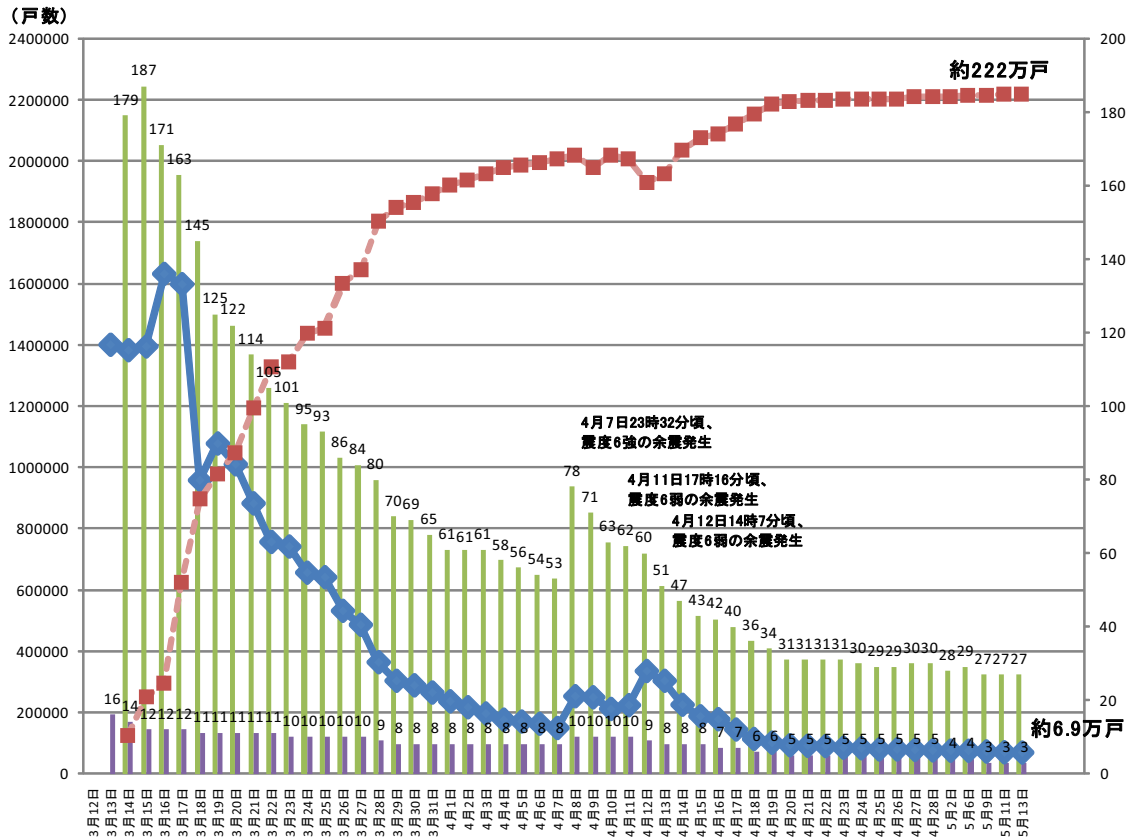
また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない

【水道の被害状況】

平成23年5月13日11時00分現在

①復旧状況の経過



②県別の被害状況について

1) 岩手県 <約2.2万戸断水>

大船渡市	: 断水 15,600戸→断水 3,300戸 (復旧12,300戸) (応急給水中)
陸前高田市	: 断水 8,000戸→断水 6,872戸 (復旧 1,128戸) (応急給水中)
釜石市	: 断水 12,904戸→断水 4,251戸 (復旧 8,653戸) (応急給水中)
大槌町	: 断水 5,605戸→断水 3,135戸 (復旧 2,470戸) (応急給水中)
宮古市	: 断水 11,090戸→断水 945戸 (復旧10,145戸)
山田町	: 断水 6,000戸→断水 3,010戸 (復旧 2,990戸) (応急給水中)
岩泉町	: 断水 670戸→断水 40戸 (復旧 630戸)
田野畑村	: 断水 395戸→断水 355戸 (復旧 40戸)
野田村	: 断水 1,680戸→断水 300戸 (復旧 1,380戸)

復旧済み

盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <約4.0万戸断水>

仙台市	: 断水209,500戸→断水 6,400戸 (復旧203,100戸)
気仙沼市	: 断水 25,809戸→断水 8,764戸 (復旧 17,045戸) (応急給水中)

多賀城市 : 断水 22,485戸→断水 145戸(復旧 22,340戸)
 女川町 : 断水 3,049戸→断水 1,849戸(復旧 1,200戸) (応急給水中)
 岩沼市 : 断水 15,979戸→断水 609戸(復旧 15,370戸)
 名取市 : 断水 9,200戸→断水 2,200戸(復旧 7,000戸)
 亘理町 : 断水 11,847戸→断水 662戸(復旧 11,185戸)
 七ヶ浜町 : 断水 6,518戸→断水 250戸(復旧 6,268戸)
 山元町 : 断水 5,453戸→断水 1,388戸(復旧 4,065戸)

石巻広域水道(石巻市、東松島市)

: 断水 75,673戸→断水12,585戸(復旧 63,088戸) (応急給水中)

南三陸町 : 断水 5,066戸→断水 5,016戸(復旧 50戸) (応急給水中)

復旧済み

村田町、角田市、松島町、白石市、涌谷町、丸森町、大河原町、大和町、大衡村、富谷町、川崎町、利府町、色麻町、蔵王町、加美町、美里町、登米市、栗原市、大郷町、大崎市、柴田町、七ヶ宿町、塩竈市

3) 福島県 <約6,600戸断水>

福島市 : 断水111,000戸→断水 23戸(復旧110,977戸)

南相馬市 : 断水 17,500戸→断水 500戸(復旧 17,000戸)

いわき市 : 断水130,000戸→断水 1,200戸(復旧128,800戸) (応急給水中)

相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)

: 断水 20,940戸→断水 3,200戸(復旧 17,740戸)

双葉地方水道企業団(広野町の区域)

: 断水 2,163戸→断水 1,683戸(復旧 480戸)

復旧済み

福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川市、鏡石町、飯舘村、鮫川村、矢吹町

※双葉地方水道企業団(双葉町、大熊町、富岡町及び檜葉町の区域)、南相馬市の一部、浪江町及び葛尾村は、避難指示等により被害調査等の活動を停止中

◎区域内のすべての水道が復旧済みの都道県

北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、茨城県

※(応急給水中)については報告のあったもののみ記載

【原発事故関係】

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- ・ 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）

- ・ 水道水の放射性物質の調査結果について公表
 - [3月19日]福島県川俣町等県内6カ所
 - [3月21日]福島県飯舘村
 - [3月21日]福島県内7カ所
 - [3月22日]福島県内7カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）
 - [3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所
 - [3月23日]茨城県内7カ所
 - [3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
 - [3月24日]茨城県内19カ所
 - [3月25日]栃木県宇都宮市
 - [3月25日]福島県内15カ所
 - [3月25日]茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 - [3月26日]福島県内12カ所
 - [3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所

[3月28日]福島県内 1 3 カ所及び千葉県内 6 カ所
[3月29日]福島県内 6 7 カ所
[3月29日]福島県内 4 6 カ所
[3月29日]福島県内 4 9 カ所
[3月30日]福島県内 1 4 カ所
[3月30日]福島県内 1 3 3 カ所
[3月31日]福島県内 7 3 カ所
[3月31日]福島県内 1 3 カ所
[4月 1日]福島県内 7 6 カ所
[4月 2日]福島県内 1 0 9 カ所
[4月 3日]福島県内 1 2 9 カ所
[4月 4日]福島県内 1 1 9 カ所
[4月 5日]福島県内 1 7 データ及び福島県以外 9 6 データ
[4月 6日]福島県内 6 4 データ及び福島県以外 9 1 データ
[4月 6日]福島県内 4 0 データ
[4月 7日]福島県内 1 1 4 データ及び福島県以外 2 4 6 データ
[4月 8日]福島県内 7 2 データ及び福島県以外 6 4 1 データ
[4月 9日]福島県内 1 4 1 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月10日]福島県内 9 2 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月11日]福島県内 1 1 3 データ及び福島県以外 2 8 7 データ
[4月12日]福島県内 9 3 データ及び福島県以外 2 4 8 データ
[4月13日]福島県内 1 0 4 データ及び福島県以外 1 0 2 データ
[4月14日]福島県内 7 7 データ及び福島県以外 5 1 4 データ
[4月15日]福島県内 1 0 7 データ及び福島県以外 1 7 4 データ
[4月16日]福島県内 5 1 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月17日]福島県内 1 0 9 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月18日]福島県内 1 1 2 データ及び福島県以外 2 7 0 データ
[4月19日]福島県内 1 0 6 データ及び福島県以外 1 7 1 データ
[4月20日]福島県内 6 0 データ及び福島県以外 2 3 0 データ
[4月21日]福島県内 1 2 2 データ及び福島県以外 2 1 3 データ
[4月22日]福島県内 1 4 1 データ及び福島県以外 2 8 7 データ
[4月23日]福島県内 9 3 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月24日]福島県内 8 4 データ及び福島県以外 4 5 データ
[4月25日]福島県内 1 0 6 データ及び福島県以外 1 9 0 データ
[4月26日]福島県内 8 1 データ及び福島県以外 7 3 9 データ
[4月27日]福島県内 1 0 9 データ及び福島県以外 2 0 9 データ
[4月28日]福島県内 7 8 データ及び福島県以外 2 0 1 データ
[4月29日]福島県内 1 1 7 データ
[4月30日]福島県内 8 5 データ
[5月 1日]福島県内 1 0 4 データ
[5月 2日]福島県内 8 7 データ及び福島県以外 4 9 3 データ
[5月 3日]福島県内 9 2 データ
[5月 4日]福島県内 6 9 データ
[5月 5日]福島県内 1 0 8 データ
[5月 6日]福島県内 7 9 データ

[5月 7日]福島県内 1 1 2 データ

[5月 8日]福島県内 9 8 データ

[5月 9日]福島県内 1 1 9 データ及び福島県以外 8 1 7 データ

[5月10日]福島県内 8 3 データ

[5月11日]福島県内 1 0 2 データ

[5月12日]福島県内 8 7 データ

【直近調査結果状況】5月10日から5月12日に入手した272データのうち指標等超過0

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村）	3/21	5/10	3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業（伊達市）	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業（川俣町）	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業（郡山市）	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業（南相馬市）	3/22	3/30		
	田村市水道事業（田村市）	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業（いわき市）	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業（東海村）	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市）	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業（北茨城市）	3/24	3/27		
	日立市水道事業（日立市）	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業（笠間市）	3/24	3/27		
	古河市水道事業（古河市）	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業（取手市）	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業（宇都宮市）	3/25	3/25		
	野木町水道事業（野木町）	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場）	3/23	3/25		
	（柏井浄水場（東側施設））	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業（23区5市）	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない